

学校法人名城大学役員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人名城大学（以下「この法人」という。）の寄附行為第65条第1項の規定に基づき、役員等の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 役員等とは、役員、評議員並びに名誉顧問及び顧問をいう。
- (3) 非業務執行理事とは、理事のうち、理事長、代表業務執行理事及び業務執行理事を除いた者をいう。
- (4) 職員とは、学校法人名城大学職員規則第2条第1項第7号に規定する職員をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬、期末手当、退任慰労金、専務理事手当、常務理事手当、業務執行理事手当、通勤手当及びその他役員として職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称を問わない。なお、この報酬等には、給与規程に基づくものを含まない。
- (6) 費用とは、役員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）等の経費をいう。

(役員への報酬等の支給)

第3条 役員に対しては、別表第1のとおり報酬等を支給するものとする。

2 役員に対する報酬等の額は、別表第1に定める範囲内で、理事長が決定する。

(役員への報酬等の支給時期)

第4条 理事長、代表業務執行理事、業務執行理事及び常勤の監事に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号の定める時期とする。

- (1) 報酬、専務理事手当、常務理事手当及び業務執行理事手当 支給日は毎月25日とする。ただし、支給日が、休日又は土曜日の場合には、支給日を順次繰り上げて支給する。
 - (2) 期末手当 支給する場合においては、理事長が定める時期に支給する。
 - (3) 退任慰労金 退任、解任又は失職後1か月以内に支給する。ただし、退任、解任又は失職後、引き続き職員として任用される場合は、職員の退職又は死亡の際に支給する。
 - (4) 通勤手当 毎年4月及び10月の報酬の支給日に支給する。ただし、最初の通勤手当の支給に限り、就任したときから最初の報酬の支給日に支給する。
- 2 非業務執行理事及び非常勤の監事に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号の定める時期とする。
- (1) 報酬 7月1日及び12月1日に在任する者に対して、それぞれ7月、12月に支給する。
 - (2) 退任慰労金 退任、解任又は失職後1か月以内に支給する。

(費用)

第5条 役員には、別表第2に基づいて、旅費を支給する。

2 役員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(役員への報酬等の計算)

第6条 理事長、代表業務執行理事、業務執行理事及び常勤の監事に毎月支給される報酬等の支給に関する単位期間は、月の1日から末日までとし、勤務が1か月に満たない場合は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 新たに就任した場合は、就任の日から日割計算によって報酬を支給する。
- (2) 退任、解任又は失職の場合は、退任、解任又は失職の日まで日割計算によって報酬を支給する。ただし、死亡による退任の場合には、当該月の報酬を支給する。
- (3) 専務理事手当、常務理事手当及び業務執行理事手当の支給は、その職務の発令された日の属する月から支給し、その職務に従事しなくなった日の属する月の翌月から支給を停止する。
- (4) 通勤手当は、本人から届出のあった通勤経路により算出した額を支給する。ただし、第4条第1項第4号のただし書きの場合においては、届出月からの月割計算によって支給する。また、その職務に従事しなくなった日の属する月の翌月から支給を停止し、この場合も、その職務に従事した月数をもって月割計算によって支給する。

2 非業務執行理事及び非常勤の監事に対して、7月、12月にそれぞれ支給される報酬の額は、年額

の2分の1ずつとする。

（評議員への報酬等の支給）

第7条 評議員（職員を除く。）に対しては、評議員会に出席した都度、別表第3に定める報酬の額を支給する。ただし、同日に複数回出席した場合は、これを1回とみなす。

2 評議員（職員を除く。）が、評議員会に出席する場合の交通費は原則支給しない。ただし、現住所から開催場所まで移動するために利用する交通手段の乗車経路が100kmを超える場合は、別表第2を準用し、交通費を支給することができる。

（名誉顧問及び顧問への報酬の支給）

第8条 顧問に対しては、別表第4に定める範囲内で理事長が決定する報酬の額を支給することができる。なお、名誉顧問に対しては支給しない。

2 報酬の支給時期及び計算については、第4条第1項第1号並びに第6条第1号及び第2号の規定を準用する。

（端数の処理）

第9条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、小数点第1位を切り上げるものとする。

（公表）

第10条 この法人は、この規程をもって、私立学校法に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（補則）

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が、理事会の議決を経て、別に定める。

（改廃）

第12条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年1月24日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

役職名			報酬の額	業務執行理事 手当の額	退任慰労金	期末手当	専務理事手 当	常務理事手 当	通勤手当
理事	理事長、代表業務執行理事、業務執行理事（学長）		月額 1,000,000円から 1,400,000円の 範囲内を支給する	支給しない	在任 1 か月につき報酬月額 の12分の 2 の 額を支給することが できる（注 1）	支給することが できる（注 2）	専務理事に 対し、月額 20万円以内 を支給する ことができる	常務理事に 対し、月額 10万円以内 を支給する ことができる	交通機関を利用して通勤する 場合は、市内交通費については 全額、市外交通費については 75キロメートルを 最高限度として支給する。 （注 3）
	業務執行理事 （学長以外）	職員	支給しない	月額10万円以内 を支給する	支給しない	支給しない			
		職員以外	月額800,000円 から1,100,000 円の範囲内を支 給する	支給しない	在任 1 か月につき報酬月額 の12分の 2 の 額を支給することが できる（注 1）	支給することが できる（注 2）			
	非業務執行理事		年額1,000,000 円から 1,500,000円の 範囲内を支給 する	支給しない	在任 1 年につ き12万 5 千円 を支給するこ とができる（注 1）	支給しない	支給しない	支給しない	支給しない
監事	常勤		月額400,000円 から700,000円 の範囲内を支 給する	支給しない	在任 1 か月につき報酬月額 の12分の 2 の 額を支給することが できる（注 1）	支給することが できる（注 2）	支給しない	支給しない	交通機関を利用して通勤する 場合は、市内交通費については 全額、市外交通費については 75 キロメートルを 最高限度として支給する。 （注 3）
	非常勤		年額1,000,000 円から 1,500,000円の 範囲内を支給 する	支給しない	在任 1 年につ き12万 5 千円 を支給するこ とができる	支給しない	支給しない	支給しない	支給しない

（注 1）：職員としての在職期間は、在任期間から除く

（注 2）：本法人の収支状況を考慮して理事長が定める額

（注 3）：通勤手当支給細則に基づくものは除く

別表第2（第5条第1項、第7条第2項関係）

鉄道賃	航空賃	船賃	宿泊費
特別車両 料金（グ リーン料 金含む） 付運賃	ビジネス クラス	実費	実費

別表第3（第7条第1項関係）

役職名	報酬の額
評議員（職 員を除く。）	評議員会出席1回につき 21,000円、 ただし、議長をつとめる場合 は、上記に加え10,000円を支 給する

別表第4（第8条第1項関係）

役職名	報酬の額
名誉顧問	支給しない
顧問	月額 500,000円以内